

管理職昇任試験の休止及び昇任選考の実施について

令和6年10月22日
庁 議 資 料

現状と課題

管理職昇任試験の受験率及び受験者数について、平成31年度の27.1%（13人）から年々低下し、令和5年度は10.3%（6人）まで低下している。また、課長職以上の管理職ポストのうち定年延長制度に伴う役職降任者数は、毎年度1人～4人程度発生することが予想され（右下青色の折れ線グラフ）、今後管理職昇任者がいなかったと仮定した場合、令和11年度を機に、管理職職員がポストに対して不足し、組織運営に支障をきたす可能性がある。

さらに、課長職になるためには、育成期間として課長補佐職として一定期間経験を積む必要性もあることから、先を見据えた体制作りに取り組む必要がある。

管理職昇任選考について

【目的】

今年度より現行の管理職昇任試験を休止し、昇任選考制に変更することで管理職不足のリスクを回避するとともに、組織運営力の強化を図る。

【選考対象】

- ・当該年度3月31日現在、係長（相当）職経験3年以上かつ年齢40歳以上59歳以下の者とする。
- ・当該年度を除く直近5年の人事評価においていずれもB以上、かつA以上の評定を1回以上取得している者とする。

【選考方法】

- ・当該職員が在職する部署の部長及び課長が推薦する。
- ・（仮称）選考委員会を設置し、上記推薦を基に選考を行う。

受験者数及び過不足数

